

大化二年正月の勅に見えたるを初とし、大寶  
に至つて完備した。驛には陸驛と水驛とがあ  
り、陸に在つては三十里毎に之を定置するが、  
地勢と水草の便宜に隨つて距離を伸縮するこ  
ともある。諸道は大路・中路・小路に別ける  
が、山陽道が大路、東海・東山道が中路、その

驛・潮社驛・安宅驛・比梁驛・田上驛・深見驛・  
横山驛があり、能登では撰才驛・越巻驛・穴水  
驛・三井驛・大市驛・待野驛及び某驛があつた  
譯になるが、この中撰才は撰木の誤である。  
(二)不明の驛一上記の外加賀では尙史籍に載  
せぬ一驛があつたと思はれる。そは弘仁十四

荒柏野驛二十二疋、荒屋柏野驛二十疋、松任驛四十六疋、野々市驛八十七疋、金澤驛六十六疋、津幡驛百十八疋、竹橋驛六十八疋の規定であつた。是等の内、水島と源兵衛島、荒屋柏野と下柏野は、各半月毎に交代して役に服した。又支線に在つては、鶴來街道に鶴來驛

三十一代の住持。肥前の人、田代氏。業を宗福寺の觀叔寮に受け、法を円山道白に嗣いだ。嘗て大乘寺に榮首となり、次いで永平寺に住し、質性寺に移り、永建寺に轉じ、正徳四年大乘寺に入つて開堂、五年三月廿六日方丈に於いて寂した。

他は小路であつた。驛に驛長あり、驛馬廄養の料として驛田を附せられる。水驛には船二艘乃至四艘を置き、水陸共通の所には船と馬とを併置した。然るに平安朝に入つては、驛制漸く變じたと見えて、大同二年十月官符を下し、山城等九國五十一驛の驛馬三百四十疋

年紀に、加賀郡の中八郷一驛を割いて石川郡を建てたとあるに拘らず、兵部省式所載の驛名中には、一も石川郡に屬するものを發見し得ぬからである。思ふにこは能美郡の比架と加賀郡の田上との間にあつたものであらうが、その距離約五里で、特に一驛を置く必要

の百十五疋、宮腰街道に宮腰驛の九十六疋、  
加賀能登連絡街道に高松驛の五十四疋、今濱  
驛の四十一疋、能登外浦街道に一宮驛の十九  
疋、川尻驛の十一疋、堀松驛の十九疋、富木驛  
の十五疋、同内浦街道に子浦驛の四十九疋、飯  
山驛の三十四疋、二宮驛の三十三疋、所口驛

**エキモイリ 江肝煎** 百姓中から出た用水の肝煎で、大用水には二人居た。職名を何々用水肝煎といひ、其の用水の取入方・分水等のことを取捌く役である。この役は 加賀・越中についたが、能登には無かつた。昔は非肝煎と書いたが、何れにしても坂肝煎の謬かと

を減じたことがある。又貞觀九年十一月には、諸道往還の貴族等溢に人馬を使役することを停止せられ、その後度諸國に令して、驛馬の増減・驛家の廢置をなしたことがあり、朝廷の用度縮乏と共にその制大に弛廢するに至つた。さて北陸道は小郡であつたから、各驛共

を見なかつたから、延喜の時には既に廢せられてゐたのであらう。又能登珠洲郡に於いて名稱不明の一驛がある。此の驛名は學者多く珠洲驛だとするもので、その基づく所は大同三年紀に、「廢能登國能登郡越蘇・穴水・國至郡三井・大市・狩野、珠洲等六箇驛。以不要」

の三十一疋があつたが、能奥は内外共にその規定なく、必要に應じて駄馬を使用した。

エグチゲンパチロウ 江口源八郎 初め御  
恩はれる。

驛馬五疋を置いたわけである。しかも能登の國府以北に於いては、土地僻遠にして官使の來往殆ど絶無であつたから、大同三年十月十九日越蘇・穴水・三井・大市・待野外一驛を廢した。今此等諸驛の位置を推考すると、加賀で

也。』とある文は、待野の次に珠洲郡の三字を脱漏したものであると解するのである。かくいふ時は郡名と驛名と同じい事になるから、日本地理志料には『當時郡家在此。兼革驛傳。』といつてゐる。しかし吾人の見る所は之二表にて、未だつて二『珠洲郡三字』と記

エキガクシヨウセンシナン 易學小筌指南  
一冊。筮法及び判断の例を記したもので、新井白城の遺稿により、門人の輯纂したのである。

エグチサブロエモン 江口三郎右衛門 父  
織江直躬は百石を領し、定番御馬廻組で、天  
明五年遠慮を命ぜられた。因つて七年三郎右  
衛門の嗣ぐに及び、纏かに十人扶持を受けた  
断絶した。

は駿間の距離甚だ近く、僅々三里にも過ぎぬと思はれるさへあるに、能登では二倍三倍するものがある。大寶令の時の一里は、今の五町に當るから、一驛三十里の規定は今の四里餘とすべきであるが、能登の如きは、「若地勢嶮岨。及無<sub>ニ</sub>水草一處。隨<sub>ニ</sub>便安置。」の例外例

と異なり、珠洲の方に『椎何々』の三字を脱したるものであると考へ、その驛名の何であつたかを知らぬも、珠洲ではなく、今の西海村馬継をその所であらうかと考へる。随つて郡家と所を一にするとの説を探らぬ。

**ニギカクシヨウゼンソウシユンテイホン**  
易學小筌增補定本 一冊。新井白蟻著。文化  
年中に白蟻自筆の易學小筌書入本を得て、繼  
頭に増註し上梓したものである。

が、寛政九年豊銀の罪説斷して揚屋に收容せられた。

により、田川交通の頻繁ならざるによつて、  
初めから驛間を延長せしめたものであらう。  
今延喜兵部省式及び日本後紀大同三年の條に

ける駿馬は、瀬の末期では橘駿十七疋、大聖寺駿十一疋、動橋駿十四疋、月津駿二十二疋、小松駿五十疋、寺井駿四十五疋、粟生駿三十

の全旨を明らかにしたものである。  
エキドウ 実堂 → センガイエキドウ 旅  
屋実堂。

秩して臣事せしめたとある。